附属書Ⅰ

二千十七年九月一日	六・五〇パーセント
二千十八年三月一日	六・六〇パーセント
二千十八年九月一日	六・七〇パーセント
二千十九年三月一日	六・八〇パーセント
二千十九年九月一日	六・九〇パーセント
二千二十年三月一日	七・〇〇パーセント
二千二十年九月一日	七・一〇パーセント
二千二十一年三月一日	七・二〇パーセント
二千二十一年九月一日	七・三〇パーセント
二千二十二年三月一日	七・四〇パーセント
二千二十二年九月一日	七・五〇パーセント
二千二十三年三月一日	七・六〇パーセント
二千二十三年九月一日	七・七〇パーセント
二千二十四年三月一日	七・七〇パーセント

附属書Ⅱ

二千十一年六月三十日	十・〇〇パーセント
二千十一年十二月三十一日	十・〇〇パーセント
二千十二年六月三十日	二十・〇〇パーセント
二千十二年十二月三十一日	二十・〇〇パーセント
二千十三年六月三十日	二十・〇〇パーセント
二千十三年十二月三十一日	二十・〇〇パーセント

附属書Ⅲ

繰延商業債務に対する利子の額の算定方法の算式

$$I = A \times D \times R \times \frac{1}{365}$$

I：利子の額
A：未決済の債務の額
D：債務が決済されないままに経過した日数
R：年間の利子率

（注）

(1)
(a)　繰延商業債務Ⅰについて二千十一年九月一日における最初の利子の支払に関し、Dは、各々の当初の弁済期日から二千十一年八月三十一日までの間（両期日を含む。）の日数に等しい。
(b)　繰延商業債務Ⅱについて二千十二年九月一日における最初の利子の支払に関し、Dは、各々の当初の弁済期日から二千十二年八月三十一日までの間（両期日を含む。）の日数に等しい。
(c)　繰延商業債務Ⅲについて二千十三年九月一日における最初の利子の支払に関し、Dは、各々の当初の弁済期日から二千十三年八月三十一日までの間（両期日を含む。）の日数に等しい。
(d)　繰延商業債務Ⅳについて二千十一年九月一日における最初の利子の支払に関し、Dは、二千十年九月一日から二千十一年八月三十一日までの間（両期日を含む。）の日数に等しい。
(e)　繰延商業債務Ⅴについて二千十一年六月三十日における最初の利子の支払に関し、Dは、二千十年九月一日から二千十一年六月二十九日までの間（両期日を含む。）の日数に等しい。
(2)　最初の支払の後に引き続き行われる利子の支払に関し、Dは、当該支払に先立つ基準日から次の基準日の前日までの間（両期日を含む。）の日数に等しい。

（アンティグア・バーブーダ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をアンティグア・バーブーダ政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年六月二十七日にポートオブスペインで

アンティグア・バーブーダ
財務・経済・公共行政大臣
ハロルド・ラベル

アンティグア・バーブーダ駐在
日本国特命全権大使　岩田達明閣下

○外務省告示第二百四十三号

平成二十三年六月二十八日にマニラで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億六千二百万円
3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで
4　署名者

日　本　側　卜部敏直在フィリピン大使

フィリピン側　アルバート・デル・ロサリオ外務大臣

平成二十三年七月十三日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百四十四号

平成二十三年六月二十九日にタラワで、ベシオ港拡張計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキリバス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ベシオ港拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三十億五千二百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで
4　署名者

日　本　側　吉澤裕在キリバス大使

キリバス側　テシー・ランボーン外務・出入国管理省次官

平成二十三年七月十三日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百四十五号

平成二十三年六月二十九日にアスンシオンで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　一億三千万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年七月三十一日まで
4　署名者

日　本　側　松本剛明外務大臣

パラグアイ側　ホルヘ・ララ・カストロ外務大臣

平成二十三年七月十三日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百四十六号

平成二十三年六月二十九日にルサカで、ンドラ市上水道改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がザンビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ンドラ市上水道改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十一億千六百万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年六月三十日まで
4　署名者

日　本　側　江川明夫在ザンビア大使

ザンビア側　シトゥムベコ・ムソコトワネ財務・国家計画大臣

平成二十三年七月十三日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百四十七号

平成二十三年六月二十九日にコロンボで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億八百万円
3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで
4　署名者

日　本　側　髙橋邦夫在スリランカ大使

スリランカ側　P・B・ジャヤスンドラ財務・計画省次官

平成二十三年七月十三日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百四十八号

平成二十三年六月二十九日にルサカで、ルサカ南部地域居住環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がザンビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ルサカ南部地域居住環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十七億七千六百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで
4　署名者

日　本　側　江川明夫在ザンビア大使

ザンビア側　シトゥムベコ・ムソコトワネ財務・国家計画大臣

平成二十三年七月十三日

外務大臣　松本　剛明